

いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）第8条第2項の規定により、県民活動交流センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成28年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 ホール

区 分		利用料金					
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	円 13,370	円 22,630	円 27,770	円 36,000	円 50,400	円 63,770
	その他の日	10,290	18,510	22,630	28,800	41,140	51,430
1,000円未満の入場料を徴収 する場合	土曜日及び休日	19,540	31,890	40,110	51,430	72,000	91,540
	その他の日	15,430	26,740	32,910	42,170	59,650	75,080
1,000円以上3,000円未満の入 場料を徴収する場合	土曜日及び休日	25,710	41,140	52,460	66,850	93,600	119,310
	その他の日	20,570	33,940	43,200	54,510	77,140	97,710
3,000円以上5,000円未満の入 場料を徴収する場合	土曜日及び休日	33,940	55,540	69,940	89,480	125,480	159,420
	その他の日	27,770	46,290	57,600	74,060	103,890	131,660
5,000円以上の入場料を徴収 する場合	土曜日及び休日	43,200	69,940	87,430	113,140	157,370	200,570
	その他の日	34,970	57,600	72,000	92,570	129,600	164,570

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。

3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。

4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、5,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。

5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。

6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。
この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

2 ホール以外の施設

区 分	利用料金					
	9時から	13時から	17時30分	9時から	13時から	9時から

		12時まで	17時まで	から21時 30分まで	17時まで	21時30分 まで	21時30分 まで
展示室1	入場料を徴収しない場合	円 930	円 1,340	円 1,950	円 2,260	円 3,290	円 4,220
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	1,440	2,060	2,880	3,500	4,940	6,380
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	1,950	2,780	3,910	4,730	6,690	8,640
展示室2	入場料を徴収しない場合	2,160	3,190	4,420	5,350	7,610	9,770
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,290	4,730	6,580	8,020	11,310	14,600
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	4,420	6,380	8,850	10,800	15,220	19,650
展示室3	入場料を徴収しない場合	2,780	4,010	5,660	6,790	9,670	12,450
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,110	6,170	8,430	10,280	14,600	18,710
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	5,660	8,230	11,310	13,890	19,540	25,200
会議室501		6,480	8,740	12,340	15,220	21,080	27,560
会議室601		930	1,340	1,850	2,270	3,190	4,120
会議室602		2,570	3,390	4,940	5,960	8,330	10,900
会議室603		820	1,030	1,540	1,850	2,570	3,390
会議室604		820	1,030	1,540	1,850	2,570	3,390
会議室605		1,230	1,540	2,260	2,770	3,800	5,030
和室606		620	820	1,230	1,440	2,050	2,670
和室607		620	820	1,230	1,440	2,050	2,670
和室608		620	820	1,230	1,440	2,050	2,670
調理実習室		6,170	8,220	12,340	14,390	20,560	26,730
世代間交流室		10,280	14,400	18,510	24,680	32,910	43,190
スタジオ・調整室		820	1,230	1,650	2,050	2,880	3,700
練習スタジオ		820	1,230	1,650	2,050	2,880	3,700
会議室701		3,190	4,320	5,970	7,510	10,290	13,480
会議室702		3,190	4,320	5,970	7,510	10,290	13,480
会議室703		3,190	4,320	5,970	7,510	10,290	13,480
シャワー室704		410	510	620	920	1,130	1,540
シャワー室705		410	510	620	920	1,130	1,540
シャワー室706		410	510	620	920	1,130	1,540
リハーサル室		3,190	4,320	5,970	7,510	10,290	13,480
ミーティングルーム707		1,230	1,650	2,470	2,880	4,110	5,350
ミーティングルーム708		720	930	1,340	1,650	2,260	2,990
控室709		510	610	720	1,120	1,330	1,840
控室710		1,540	2,050	2,570	3,590	4,620	6,160
控室711		1,020	1,540	2,050	2,560	3,590	4,610
控室712		720	930	1,230	1,650	2,160	2,880
控室713		720	930	1,230	1,650	2,160	2,880
会議室801（特別）		4,730	6,380	8,950	11,110	15,330	20,060

会議室802	3,190	4,320	5,970	7,510	10,290	13,480
会議室803	10,900	14,610	20,470	25,510	35,070	45,980
会議室804	18,820	25,100	35,280	43,920	60,380	79,200
会議室805	1,440	1,950	2,780	3,390	4,730	6,170
会議室806	1,440	1,950	2,780	3,390	4,730	6,170
会議室807	1,440	1,950	2,780	3,390	4,730	6,170
会議室808	1,440	1,950	2,780	3,390	4,730	6,170
会議室809 (和室)	1,540	2,050	3,080	3,590	5,130	6,670
研修室810	3,190	4,320	5,970	7,510	10,290	13,480
研修室811	3,190	4,320	5,970	7,510	10,290	13,480
研修室812	10,900	14,610	20,470	25,510	35,070	45,980
研修室813	1,440	1,950	2,780	3,390	4,730	6,170
研修室814	1,440	1,950	2,780	3,390	4,730	6,170
研修室815	1,440	1,950	2,780	3,390	4,730	6,170
研修室816	1,440	1,950	2,780	3,390	4,730	6,170
研修室817	1,950	2,570	3,700	4,520	6,270	8,220
屋外広場	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					
県民プラザ	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、展示室にあつては1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額、それ以外の施設にあつてはそれぞれの利用料金の額の3倍に相当する額とする。
- 4 会議室501又は会議室804について、会議室を二分割してその一方のみを使用する場合は、それぞれの利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。
- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間につき、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。
この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	利用料金 (1回につき)
附属の設備	ホール	照明設備	第1スポットライト	1式 円 2,650
			第2スポットライト	1式 3,400
			第3スポットライト	1式 3,400

	第4スポットライト	1式	3,400
	第5スポットライト	1式	3,580
	第6スポットライト	1式	1,520
	第7スポットライト	1式	1,160
	第8スポットライト	1式	1,160
	カラーフィルター	1式	200
	クセノンフォロースポットライト	1式	1,190
	プロジェクタースポットライト	1式	210
	ディスクマシーン	1式	350
	スライドキャリアマスク	1式	110
	ダブルマシン	1式	210
	リニアエフェクト	1式	290
	パターンアダプター	1式	40
	ミラーボール (丸変速型)	1式	100
	ミラーボール (楕円変速型)	1式	130
	波エフェクト	1個	70
	ステージスポットライト (1kw)	1個	220
	ステージスポットライト (0.5kw)	1個	200
	エリプソイダルスポット	1式	60
	ストリップライト	1台	90
	スモークマシーン	1式	210
映像設備	高輝度プロジェクター	1台	13,730
	書画カメラ	1台	800
	移動型液晶プロジェクター	1台	3,010
舞台設備	水引幕	1枚	580
	源氏幕	1対	360
	引割幕	1対	1,870
	袖幕	1枚	400
	一文字幕 (高さ4,550mm)	1対	860
	一文字幕 (高さ3,200mm)	1枚	620
	バック幕	1対	1,710
	ダメ黒幕	1対	650
	平台	1台	150
	箱足	1個	10
	箱階段	1台	230
	電動昇降式演台	1台	1,060
	花台	1台	200
	司会者台	1式	860
	金びょうぶ	1双	2,430

		白びょうぶ	1 双	2,430	
		旗パネル	1 枚	270	
		地 ^{がすり} 紺 (幅18,000mm)	1 枚	1,020	
		地 ^{がすり} 紺 (幅6,000mm)	1 枚	210	
		展示パネル	1 式	1,100	
		ホワイトボード	1 台	60	
		プログラムスタンド	1 台	120	
		パンチカーペット	1 巻	260	
		仮設ステージ	1 式	890	
		ミーティングチェア	1 脚	20	
		ピアノ	1 台	13,960	
		指揮者台	1 台	140	
		指揮者用譜面台	1 台	70	
		譜面台	1 台	70	
		その他の設備	同時通訳装置	1 式	16,940
			国際会議用テーブル	1 式	13,440
ホール以外 の施設	展示室	展示台 (高さ850mm)	1 台	130	
		展示台 (高さ900mm)	1 台	260	
		展示台 (高さ1,050mm)	1 台	320	
		展示台 (高さ1,200mm)	1 台	340	
		簡易式展示パネル (3連)	1 台	320	
		簡易式展示パネル (4連)	1 台	410	
		簡易式展示パネル (5連)	1 台	510	
		昇降式自立パネル	1 台	740	
		床面照明器具	1 台	30	
		スポットライト	1 台	20	
		可動カウンター	1 台	80	
		椅子	1 脚	20	
		スタジオ・調整室	ドラムセット	1 式	700
			ギターアンプセット	1 式	710
ベースアンプセット	1 式		610		
電子ピアノ	1 台		300		
シンセサイザー	1 台		250		
譜面台	1 台		10		
丸椅子 (楽器演奏用)	1 脚		10		
スピーカーパワーアンプセット	1 式		910		
ダイナミックマイクロホン1	1 本		60		
ダイナミックマイクロホン2	1 本		30		
コンデンサーマイクロホン	1 本		110		

		マイクスタンド (ブーム式)	1 台	50
		マイクスタンド	1 台	50
		ステレオヘッドホン	1 台	30
	リハーサル室	ピアノ	1 台	5, 170
	会議室804	固定型プロジェクター	1 台	6, 000
ホール・ホール以外の施設共 通		簡易スピーカーシステム	1 台	220
		放送設備	1 式	1, 400
		コンパクトディスク・ミニディスクラジオ カセットテープレコーダー	1 台	120
		発光ダイオードスポットライト	1 台	290
		ビデオ一体型デジタルディスクプレーヤー	1 台	70
		スクリーン	1 台	140
		パイプ組立式スクリーン	1 式	530
		移動型プロジェクター1	1 台	670
		移動型プロジェクター2	1 台	340
		書画カメラ1	1 台	470
		書画カメラ2	1 台	270
		プロジェクター・書画カメラ台	1 台	160
		ノートパソコン	1 台	330
		茶道具	1 式	640
		展示パネル	1 枚	110
		金びょうぶ	1 双	720
		リノリュウム	1 枚	80
		折りたたみテーブル	1 台	20
		スタッキングテーブル	1 台	90
		ステージ	1 台	580
電気料			1 k w までごとに	140

備考1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したものとする。

2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。

2 利用料金の適用年月日

平成28年4月1日